

第2回協議会の振り返り及び

パブリックコメントによる意見等を踏まえた計画見直しについて

令和6年10月25日

第2回 吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会の開催概要

- 令和6年6月4日に、「第2回 吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会」を開催。
- 実務者会議を経てとりまとめた計画(素案)内容について説明し、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」を了承。今後、パブリックコメントを実施し、地域意見を踏まえて10月を目途に計画策定を目指すことを確認。

<主な意見>

【吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)概要について】

- ・流域上流の仙台北部地域での半導体企業誘致は地域全体の経済効果が大きく期待される一方で、保水力低下や水害リスクの拡大などが懸念されるが、その対応は検討すべき。(大崎市)
- ・特定都市河川指定によるメリットや指定による従前計画のグレードアップ、新たな計画の取り組みを判るようにしてほしい。(大崎市)
- ・都市浸水想定を見ると安全を確保できない地域に対して、貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等は、引き続き検討を必要としているが、具体的な検討の方向性を示すべき。(大崎市)
- ・メガソーラー開発により雨水の流出速度が増している。田んぼダムやため池のように雨水を貯留し流出速度を抑制するような工夫が欲しい。(りゅうちるネットワーク)

【今後の流域治水の推進に向けたメッセージ】

- ・本計画を成功モデルとしたい。これまで個別に行っていた事業を一体化し、国や県、自治体、農政、地域の方々の一体感をもって取り組むことが必要。(大崎市)
- ・特に営農地域の特徴を活かしたグリーンインフラ、農地の有する保水・貯留機能の活用、国営総合農地防災事業の推進に期待したい。(大崎市)
- ・仙台北部工業団地等、産業集積地を抱える流域上流部では、4車線化やインターチェンジのフル規格事業が決定されるなど道路整備は順調で明るい材料が多い。(富谷市)
- ・豪雨による災害対応など流域として取り組むべき治水対策も待ったなしの状況であり、本計画の推進に期待するとともに協力を惜しまない。(富谷市)
- ・国営総合農地防災事業の地区調査も今年で2年目に入り、事業の着工に向けて事業計画を作っていく段階。地域の期待、計画の推進に応えるよう事業を具体化し進めていく。(東北農政局)



大崎市 伊藤市長



富谷市 若生市長



東北農政局 清野次長



りゅうちるネットワーク 千葉代表

パブリックコメントの実施内容【広報】

- 令和6年6月10日～7月26日の期間で、計画(素案)に対するパブリックコメントを実施。
- 意見募集にあたっては、WEBサイトへの掲載や、新聞掲載、市町村広報誌により周知を実施

＜パブリックコメント開始の記者発表＞

記者発表資料

令和6年6月10日
東北地方整備局
宮城県

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」へのご意見をお聞かせください！！

鳴瀬川水系吉田川等、高城川水系高城川等は、令和5年7月18日に東北地方で初となる特定都市河川及び特定都市河川流域に指定となったことから、あらゆる関係者の協働による流域全体の水害対策を検討するため、流域内の関係行政機関や民間組織と連携し、「流域水害対策計画(吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画)」の策定に向けて検討を行ってきました。

今般、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」が策定されたことから、地域の皆様の声を計画に反映し、流域のあらゆる関係者が一体となった流域治水に取り組む計画とするため、パブリックコメント及び住民説明会を実施します。

1. ご意見の募集期間 : 令和6年6月10日(月)～令和6年7月26日(金)
2. 公表資料・資料の閲覧場所 : <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/public-comment.html>
3. ご意見の提出方法・提出先
各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、FAX、メールでの意見の募集を行います。
郵便の場合 : 〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼 80 流域治水課
FAXの場合 : 0225-94-9857
電子メールの場合 : thr-742chosa01@mlit.go.jp

4. パブリックコメント及び住民説明会の実施については、別紙2のとおり
別紙1 吉田川・高城川における特定都市河川指定に係るこれまでの取り組みと今後の予定
別紙2 吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画に対するパブリックコメント及び住民説明会
参考1～5 吉田川・高城川における特定都市河川指定とこれまでの取り組み概要、及び計画(素案)の概要

＜発表記者会＞石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【事務局】
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
住 所 : 宮城県石巻市蛇田新下沼 80
電 話 : 0225-95-0194 (代表)
副所長 石井 貴範 (内線 205)
流域治水課長 片山 一茂 (内線 351)
宮城県 土木部 河川課
住 所 : 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
電 話 : 022-211-3173
総合治水対策専門監 小野寺 正樹
企画調査班 技術補佐(班長) 佐藤 誠

＜募集案内(WEBサイトへの掲載状況)＞

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)に対する意見を募集します。

＜概要＞

気候変動の影響による水災害の激甚化に伴い、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川では、流域のあらゆる関係者による協働した総合的かつ多層的な水害対策の実施に向け、令和5年7月に東北地方で初となる特定都市河川の指定を行い、自治体や関係機関等による協議会を組織し、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」の策定に向けて検討を進めてきました。

今回、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」について、関係住民の皆様からのご意見を募集します。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、当該ご意見に対する考え方や併せ公表するとともに、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」に反映させていただきます。



＜公表資料＞ ※こちらからダウンロードしてください。

- ◆「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」(PDF: 60MB)
- ◆意見書(Word: 16KB)

＜意見の提出先・提出方法＞

各閲覧場所での意見箱への投函
郵便の場合 : 〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80 流域治水課 宛
FAXの場合 : 0225-94-9857
電子メールの場合 : thr-742chosa01@mlit.go.jp

＜ご意見の募集期間＞

◇令和6年6月10日(月)から令和6年7月26日(金)まで(郵送の場合は必着)

＜連絡先＞

国土交通省 北上川下流河川事務所 流域治水課 TEL: 0225-94-9847

＜新聞掲載による意見募集の周知＞

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)への
ご意見を募集します!

概要 詳しくはこちらから▶

気候変動の影響による水災害の激甚化に伴い、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川では、流域のあらゆる関係者による協働した水害対策の実施に向け、令和5年7月に東北地方で初となる特定都市河川の指定を行いました。
今般、自治体や関係機関等で開催した協議会により「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)を策定しましたので、関係住民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見の募集期間 令和6年6月10日(月)から令和6年7月26日(金)まで
連絡先 吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会(事務局)
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 流域治水課 TEL.0225-94-9847 流域治水

河北新報(6/20、6/28) 宮城県内版 情報面に掲載

＜市町村広報誌による意見募集の周知＞

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」への意見募集

詳しくは、ウェブサイトを確認するか問い合わせください。
募集期間 7月26日(金)まで(必着)
提出方法 郵送(989-0861 石巻市蛇田字新下沼80)、ファクス、またはEメール(thr-742chosa01@mlit.go.jp)のいずれかで提出
東北地方整備局北上川下流河川事務所流域治水課
☎0225-94-9847
都市計画課流域治水推進室 ☎23-8069

パブリックコメントの実施状況

- また、流域内の3会場(大和町会場、松島町会場、大崎市会場)で、7月9日～7月17日の期間に、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)説明会を開催した。
- パブリックコメント期間中、計画(素案)に対し、メール、郵送等での意見が計**17通 43件**、また、各説明会においても計**39件の意見**が出された。

<資料の閲覧場所>

閲覧場所	住所	電話番号
国土交通省北上川下流河川事務所(2階)	石巻市蛇田字新下沼 80	0225-94-9847(流域治水課)
宮城県北部土木事務所(宮城県大崎合同庁舎5階)	大崎市古川旭四丁目 1-1	0229-91-0736(河川砂防第一班)
宮城県仙台土木事務所(1階)	仙台市宮城野区幸町 4丁目 1-2	022-297-4154(河川砂防第三班)
宮城県東部土木事務所(宮城県石巻合同庁舎5階)	石巻市あゆみ野五丁目 7番地	0225-98-3360(河川砂防第一班)
仙台市役所(危機管理局)	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-3048(減災推進課)
東松島市役所(2階総務部防災課)	東松島市矢本字上河戸 36-1	0225-82-1111(防災課危機対策係)
大崎市役所(建設部都市計画課)	大崎市古川七日町 5-23	0229-23-8069(都市計画課)
富谷市役所(防災安全課)	富谷市富谷坂松田 30番地	022-358-3180(防災安全課)
松島町役場(総務課)	松島町高城字婦命院下一 19-1	022-354-5782(総務課)
利府町役場(総務部)	利府町利府字新並松 4番地	022-767-2174(危機対策課)
大和町役場(総務課危機対策室)	大和町吉岡まほろば一丁目 1-1	022-345-1112(危機対策室)
大郷町役場(総務課)	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5500(防災対策室)
大衡村役場(総務課)	大衡村大衡字平林 62番地	022-345-5111(危機対策係)
色麻町役場(総務課)	色麻町四竈字北谷地 41番地	0229-65-2210(防災安全係)



資料の閲覧場所・意見書投函箱設置状況 (左・中:北上川下流河川事務所、右:宮城県庁)

<説明会の開催案内>

令和6年6月20日

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)に関する説明会を開催します

地域を「みず」から守る。
「流域治水」

気候変動の影響による水災害の激甚化に伴い、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川では、流域のあらゆる関係者による協働した水害対策の実施に向け、令和5年7月に東北地方初となる特定都市河川の指定を行いました。今般、自治体や関係機関等で組織した協議会により「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)を策定しましたので、関係住民の皆様への説明会を開催します。

説 明 会	説明会の内容
【第1回】 ◇日 時：令和6年7月9日(火) 18:30～20:00 ◇会 場：大和町ふれあい文化創造センター「まほろばホール」(大会議室) ◇対 象：富谷市、大和町、大郷町、大衡村	1. 開会 2. 「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)について 3. 質疑応答・意見交換 4. 閉会
【第2回】 ◇日 時：令和6年7月11日(木) 18:30～20:00 ◇会 場：松島町文化観光交流館(1階 会議室1・2) ◇対 象：東松島市、松島町	
【第3回】 ◇日 時：令和6年7月17日(水) 18:30～20:00 ◇会 場：鎌田記念ホール「ホルバル」(メインアリーナ) ◇対 象：大崎市	

※ご都合等が合わない場合、対象地域以外の会場への参加も可能ですが、出席自治体異なりますので、質問事項等に対する回答が後日となる場合があります。

お問合せ及び連絡先

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会(事務局)
 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 流域治水課 TEL:0225-94-9847

流域治水

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水計画」(素案)に関する説明会開催状況

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」(素案)について、大和町、松島町、大崎市を代表会場として住民説明会を開催し、延べ115人が参加

【第1回説明会】

- ◇日時：令和6年7月9日(火)
(18:30~21:00)
- ◇会場：大和町まほろばホール
- ◇対象：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
- ◇住民参加者：47名



【第3回説明会】

- ◇日時：令和6年7月17日(水)
(18:30~20:40)
- ◇会場：鎌田記念ホール
- ◇対象：大崎市
- ◇住民参加者：28名



【第2回説明会】

- ◇日時：令和6年7月11日(木)
(18:30~20:00)
- ◇会場：松島町文化観光交流館
- ◇対象：東松島市、松島町
- ◇住民参加者：40名



＜主な意見＞

- 高城川の明治潜穴や幡谷サイフンの土砂を撤去して水が流れるようにしてほしい。
- 不來内排水機場の耐水対策はどうなっているのか。
- 既存道路の嵩上げ対策は桜和田地区を想定した対策で良いと思うが、行動計画の中に盛り込まれていない。
- 30年の計画であれば、行動計画には新設や改築の対象について項目・内容を書くべき。
- 仙台工業団地の防災調節池は、40年前の基準で現在の線状降水帯や大雨から民家を守ることができるのか。構造令等の見直し、再検討をする時期ではないか。
- ハザードマップを、事業の進捗に合わせて短い期間で更新してほしい。
- 高城川の支川、穴川には元禄潜穴もあり土木遺産にも指定されている。穴川の整備はどう考えているのか。元禄潜穴のトンネルの中がどうなっているのか調査はされていないと思う。潰れている可能性もあるので、そこをしっかりとっていただきたい。
- 吉田川の河道掘削により洪水が下流に一気に流れてくるようになるので、二子屋橋下流側の河道掘削を早めに行ってほしい。
- 吉田川の河道掘削だが、鉄道橋のところだけ土砂が残っているが、あれはどうするのか。
- 三つの柱の説明があったが、命と生業ということで、やはり地域住民の命を守ることが第1の計画ではないかと思う。この計画を強力に進めていただきたい。
- 30年後のPDCA評価だと、ここにいる参加者の3/4はもういないかもしれない。関係者による進捗状況や課題共有を確実にし、何らかの形で地域住民にも文書で知らせて欲しい。

パブリックコメントの実施結果(意見の整理)

- 今回のパブリックコメントでは、メール及び郵送等により提出された意見が**17通計43件**、住民説明会(3会場)において出された意見が**計39件**出された。
- 意見集約の結果、メール及び郵送での意見では、**浸水対策(内水対策)に関する意見が最も多く**出された。また、説明会では、**流域治水に関する意見や施設整備、維持管理に関する意見が数多く**出された。

【メール及び郵送等での意見(全43件)】

項目	意見分類	意見総数	意見総数		
			計画に反映する意見	計画に含まれている内容	参考とする意見
流域治水に関する意見	計画目標・期間	3	3	0	0
	関係機関連携・官民連携	2	1	1	0
	土地利用・樹木関係	6	0	5	1
	その他(流域治水)	4	0	1	3
施設整備に関する意見	河川整備・遊水地整備	5	0	4	1
浸水対策に関する意見	内水対策	23	3	19	1
合 計		43	7	30	6

【説明会での意見(全39件)】

項目	意見分類	意見総数	意見総数		
			計画に反映する意見	計画に含まれている内容	参考とする意見
流域治水に関する意見	計画目標・内容	7	3	3	1
	流域対策	3	1	1	1
	関係機関連携・官民連携	1	1	0	0
	その他	6	0	3	3
施設整備に関する意見	河川整備・遊水地・ダム	7	0	7	0
浸水対策に関する意見	内水対策	3	0	3	0
維持管理に関する意見	施設管理(河道・排水機場)	6	0	6	0
	土砂撤去・樹木管理	6	0	6	0
合 計		39	5	29	5

【パブリックコメントによる
意見を踏まえた計画書見直し事項】

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し①

○ 分類：流域治水に関する意見 ○意見分類：計画目標・期間

パブリックコメント意見

- 〔(メール)NO.1〕 治山治水の計画は、時間軸は50年、100年さらにそれ以上の方針があって、今回の30年の短中期計画があるものと考えますが、この計画に則ったものになっているのか。できれば、孫・子の世代50年後はこのような状態です、100年後はこのようになるよということをイメージできるような表現望まれる。
- 〔(メール)NO.2〕 国交省はこの地域も含めて、治山治水という役割を担うものとする、今回の計画は近視眼的な計画のように感じた。この先30年のそれも対症的な対策でよいものか、より基本的なビジョンがあるのであれば、それに基づく今回の計画であるということを表記してほしい。
- 〔(メール)NO.3〕 この地域の治水対策は、1600年代から行われており、これまでの水環境に関わる地勢等の変化に応じた対策とその評価、特にここ50年間の評価により、今後の計画が必要ではないか。仙台北部工業団地開発、山林を切り拓いた開発の吉田川洪水の変化の検証により、これからの50年、100年先の洪水対策が必要。

意見への回答

〔(メール)NO.1、NO.2〕

本推進計画(素案)における計画期間を30年としている考え方として、既存の河川、下水道、まちづくりなどの各分野の既存計画の期間を踏まえるとともに、期間中の目標を明確にし、実効性のある具体的かつ着実な浸水被害対策により、対策効果が明確になるよう設定しており、ご理解をお願いいたします。

併せて、本推進計画(素案)の策定にあたっては、林野部局も参画してもらっており、山間地域を含め、流域全体を包含する計画としていきます。

〔(メール)NO.3〕 これまでの水害対策及び各機関における既計画については、それぞれの時点において検証を踏まえて進めてきており、その効果は適切に発揮されてきたものと考えております。今後も、これまで経験したことのない洪水が発生する可能性がないとは言えない中で、流域のあらゆる関係者が連携し、実効性のある具体的かつ着実な浸水被害対策に取り組んでまいります。

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し①

更新箇所	頁	見直し内容
第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	36	基本方針における計画期間の考え方について見直し

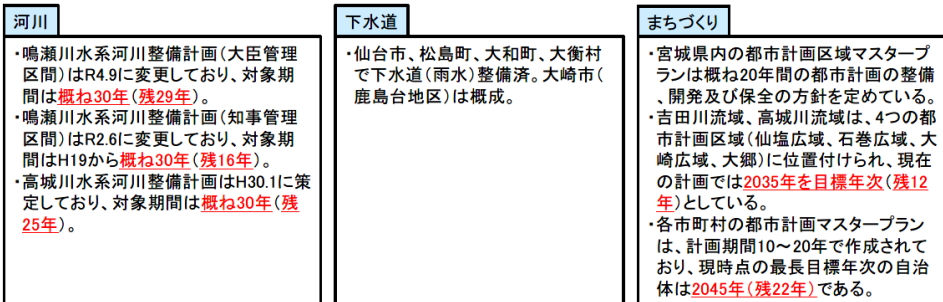
パブリックコメント実施時点

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 計画期間

計画期間は、河川整備計画（国、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨（令和元年東日本台風）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、概ね30年を設定する。

- ・【河川】：河川整備計画の計画完了年まで、吉田川流域は概ね30年、高城川流域は概ね25年である。
- ・【下水道】：下水道（雨水）は、仙台市、松島町、大和町、大衡村で整備済。大崎市（鹿島台地区）で概成。
- ・【まちづくり】：宮城県都市計画区域マスタープランは随時見直されており、現計画の目標年次は2035年（残12年）である。



計画期間を概ね30年と設定

図 2-2 計画期間の考え方

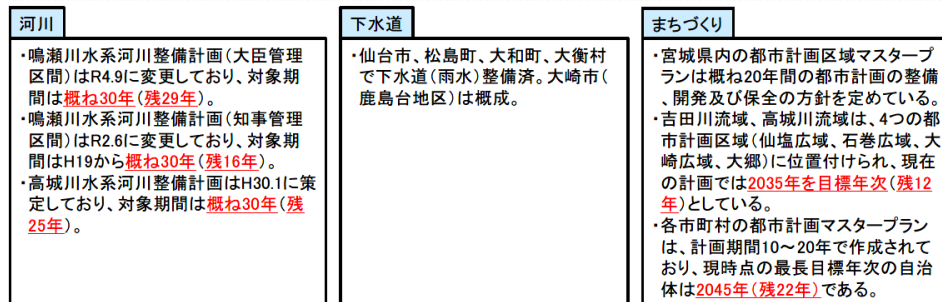
見直し(案)

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 計画期間

計画期間は、河川整備計画（国、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ**るとともに**、計画対象降雨（令和元年東日本台風）に対し、流域一体で**実効性のある具体的かつ着実な**浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果が**明確となるよう**、概ね30年と設定する。

- ・【河川】：河川整備計画の計画完了年まで、吉田川流域は概ね30年、高城川流域は概ね25年である。
- ・【下水道】：下水道（雨水）は、仙台市、松島町、大和町、大衡村で整備済。大崎市（鹿島台地区）で概成。
- ・【まちづくり】：宮城県都市計画区域マスタープランは随時見直されており、現計画の目標年次は2035年（残12年）である。



計画期間を概ね30年と設定

図 2-2 計画期間の考え方

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し②

○ 分類：浸水対策 ○ 意見分類：内水対策

パブリックコメント意見

- [(メール)NO.29] 基本方針では、内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指すとありますが、長年に渡り内水氾濫によって浸水被害を被ることは安心安全な生活が脅かされている現状に対して、浸水している地区住民に内水氾濫によって浸水被害の対策をこのようにすれば軽減される取組を示してほしい。
- [(メール)NO.30] 姥ヶ沢地区の内水問題を解決するには他地区の排水が極力入らない様にする。
- [(メール)NO.42] 鹿島台住民等より治水内水対策の意見書、声がいろいろ出ていると思いますが、県、市、国土交通省としてこうすれば良くなるという案を住民に提示してほしい。

意見への回答

- [(メール)NO.29] 推進計画に基づく主だったハード整備を実践することで、流域全体の安全度は向上し、外水氾濫による家屋浸水は解消される見通しですが、地形的な影響を受けやすい姥ヶ沢地区等は内水氾濫による定量的な評価が現時点で出来ていないものもあることから、引き続き軽減対策を検討してまいります。姥ヶ沢地区の内水対策としては、地区外からの流入抑制、ため池の治水活用や幹線排水路の継続的な維持管理等により、浸水を減らし、浸水時間の早期解消に効果的で、実現性のある対策に取り組むことに加え、住民の皆様との意見交換を継続し、必要に応じて住まい方の工夫(宅地嵩上げ、家屋の耐水化)として、被害対象を減らす対策もあわせて取り組んでまいります。
- [(メール)NO.30] 姥ヶ沢地区は周囲と比較して地盤が低く窪み地であり、水が集まりやすく、湛水しやすく排水しにくい地形的条件であることから浸水被害の軽減を図るためには、他地区からの流入を抑制することが効果的であると捉えておりますので、貴重なご意見として取り組みに反映してまいります。
- [(メール)NO.42] 本推進計画(素案)は、流域のあらゆる関係者が連携し、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策により治水安全度を高める取り組みを計画しております。
- 内水対策については、地区外からの流入抑制、ため池の治水活用や幹線排水路の継続的な維持管理等の浸水を減らし、浸水時間の早期解消に効果的で、実現性のある対策に取り組むことに加え、住民の皆様との意見交換を継続し、必要に応じて住まい方の工夫(宅地嵩上げ、家屋の耐水化)として、被害対象を減らす対策もあわせて取り組んでまいります。
- また、流域対策の実施や、緊急時における排水ポンプ車等の活用も組み合わせながら、対応を図っていきたいと考えています。

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し②

更新箇所	頁	更新内容
第4章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	第3節 内水対策	特定都市下水道区域内における内水対策の記載内容を見直し

パブリックコメント実施時点

第3節 内水対策

(1) 特定都市下水道区域内の内水対策

流域内の下水道事業では、1/7～1/10の降雨に対する計画を策定し、事業を実施してきているところであるが、今回計画では下水道計画を上回る規模の降雨[※]が目標となっている。そのため、河川からの越水・溢水を防止しても、内水氾濫による浸水被害が発生する特定都市下水道地域に対し、地区毎に内水発生要因を明らかにするとともに、浸水被害の軽減・防止に向けて、田んぼダムやため池等を活用した流出抑制対策や公共用地等を活用した雨水貯留浸透施設の整備、排水施設の機能向上や農地等の貯留機能の確保等、周辺地区への影響等を考慮しながら、地域の特性に踏まえた内水対策を検討していく。また、地域意見を踏まえ、浸水被害防止区域の設定についても必要に応じて検討していく。



JR松島駅周辺の内水浸水状況（令和4年7月洪水）



図 4-11 姥ヶ沢地区（大崎市）における近年の内水対策

※大崎市（鹿島台地区）の特定都市下水道計画降雨（1/10）が62.1mm/hであるのに対し、本計画目標の令和元年東日本台風では下水道計画規模相当の時間40mmを超える降水量が4時間連続（鹿島台観測所）し、計画を上回る雨のボリュームとなった。また、松島町の特定都市下水道計画降雨（1/7）が48.0mm/hであるのに対し、令和元年東日本台風における時間最大降水量は47.5mm/h（松島浄化センター）、令和4年7月洪水における時間最大降水量は95.0mm/h（松島浄化センター）であり、下水道計画を上回る降水量となった。

見直し(案)

第3節 内水対策

(1) 特定都市下水道区域内の内水対策

流域内の下水道事業では、1/7～1/10の降雨に対する計画を策定し、事業を実施してきているところであるが、今回計画では下水道計画を上回る規模の降雨[※]が目標となっている。そのため、河川からの越水・溢水を防止しても、内水氾濫による浸水被害が発生する特定都市下水道地域に対し、地区毎に内水発生要因を明らかにするとともに、浸水被害の軽減・防止に向けて、田んぼダムやため池等を活用した流出抑制対策や公共用地等を活用した雨水貯留浸透施設の整備、**氾濫の拡大抑制・避難路確保（道路高上げ等）**、排水施設の機能向上（**国営総合農地防災事業等**）や農地等の貯留機能の確保、**緊急時における排水ポンプ車の活用等**、周辺地区への影響を考慮しながら、地域特性を踏まえた内水対策を検討していく。また、**継続的な維持管理による排水機能の確保を図るとともに、地域との意見交換等を行いながら、必要に応じて住まい方の工夫（宅地高上げ、家屋の耐水化）等、被害対象を減少させる対策もあわせて検討し、実効性のある対策の組み合わせにより被害軽減を図っていく。**



JR松島駅周辺の内水浸水状況（令和4年7月洪水）



図 4-11 姥ヶ沢地区（大崎市）における近年の内水対策

※大崎市（鹿島台地区）の特定都市下水道計画降雨（1/10）が62.1mm/hであるのに対し、本計画目標の令和元年東日本台風では下水道計画規模相当の時間40mmを超える降水量が4時間連続（鹿島台観測所）し、計画を上回る雨のボリュームとなった。また、松島町の特定都市下水道計画降雨（1/7）が48.0mm/hであるのに対し、令和元年東日本台風における時間最大降水量は47.5mm/h（松島浄化センター）、令和4年7月洪水における時間最大降水量は95.0mm/h（松島浄化センター）であり、下水道計画を上回る降水量となった。

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し②

○ 分類：浸水対策 ○ 意見分類：内水対策

パブリックコメント意見

- [(メール)NO.29] 基本方針では、内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指すがありますが、長年に渡り内水氾濫によって浸水被害を被ることは安心安全な生活が脅かされている現状に対して、浸水している地区住民に内水氾濫によって浸水被害の対策をこのようにすれば軽減される取組を示してほしい。
- [(メール)NO.30] 姥ヶ沢地区の内水問題を解決するには他地区の排水が極力入らない様にする。
- [(メール)NO.42] 鹿島台住民等より治水内水対策の意見書、声がいろいろ出ていると思いますが、県、市、国土交通省としてこうすれば良くなるという案を住民に提示してほしい。

意見への回答

- [(メール)NO.29] 推進計画に基づく主だったハード整備を実践することで、流域全体の安全度は向上し、外水氾濫による家屋浸水は解消される見通しですが、地形的な影響を受けやすい姥ヶ沢地区等は内水氾濫による定量的な評価が現時点で出来ていないものもあることから、引き続き軽減対策を検討してまいります。姥ヶ沢地区の内水対策としては、地区外からの流入抑制、ため池の治水活用や幹線排水路の継続的な維持管理等により、浸水を減らし、浸水時間の早期解消に効果的で、実現性のある対策に取り組むことに加え、住民の皆様との意見交換を継続し、必要に応じて住まい方の工夫(宅地嵩上げ、家屋の耐水化)として、被害対象を減らす対策もあわせて取り組んでまいります。
- [(メール)NO.30] 姥ヶ沢地区は周囲と比較して地盤が低く窪み地であり、水が集まりやすく、湛水しやすく排水しにくい地形的条件であることから浸水被害の軽減を図るためには、他地区からの流入を抑制することが効果的であると捉えておりますので、貴重なご意見として取り組みに反映してまいります。
- [(メール)NO.42] 本推進計画(素案)は、流域のあらゆる関係者が連携し、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策により治水安全度を高める取り組みを計画しております。
- 内水対策については、地区外からの流入抑制、ため池の治水活用や幹線排水路の継続的な維持管理等の浸水を減らし、浸水時間の早期解消に効果的で、実現性のある対策に取り組むことに加え、住民の皆様との意見交換を継続し、必要に応じて住まい方の工夫(宅地嵩上げ、家屋の耐水化)として、被害対象を減らす対策もあわせて取り組んでまいります。
- また、流域対策の実施や、緊急時における排水ポンプ車等の活用も組み合わせながら、対応を図っていきたくと考えています。

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し②

更新箇所	頁	更新内容
第4章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	58	・特定都市下水道区域外における内水対策の記載内容を見直し

パブリックコメント実施時点

第3節 内水対策

(2) 特定都市下水道区域外の内水対策

吉田川・高城川流域には、特定都市下水道区域外も内水浸水が頻発する地域が存在する。これらの地域について、流域対策（流出抑制等）、排水機能の強化（ポンプ車の効率的配置等）、住まい方の工夫等、地域の特性に合わせた内水対策を検討していく。

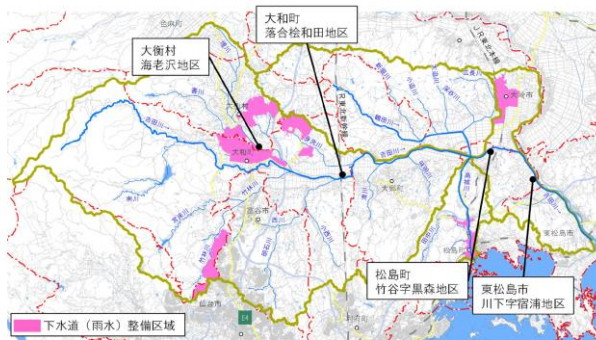
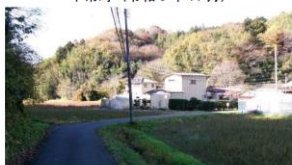


図 4-12 内水対策必要箇所 位置図

(吉田川：東松島市川下字宿浦地区)
平常時（令和5年11月）



洪水時（令和4年7月洪水）



(吉田川：松島町竹谷字黒森地区)



令和4年7月



見直し(案)

第3節 内水対策

(2) 特定都市下水道区域外の内水対策

吉田川・高城川流域には、特定都市下水道区域外も内水浸水が頻発する地域が存在する。**これらの地域についても、第3節(1)特定都市下水道区域内の内水対策と同様に、地域特性を踏まえた内水対策を検討し、実効性のある対策の組み合わせにより被害軽減を図っていく。**



図 4-12 内水対策必要箇所 位置図

(吉田川：東松島市川下字宿浦地区)
平常時（令和5年11月）



洪水時（令和4年7月洪水）



(吉田川：松島町竹谷字黒森地区)
平常時（平成29年3月）



洪水時（令和元年東日本台風）



計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し③

○ 分類：流域治水に関する意見 ○ 意見分類：関係機関連携・官民連携、流域対策

パブリックコメント意見

- [(メール)NO.4] 吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会の中で、「民間」の部分で上流部にある北部工業団地等の企業や太陽光設備会社にもメンバーとなって吉田川流域住民を生業から守り、企業として責任ある対応をするように是非取り組んでもらいたい。その働きかけを早急に国と県がやるべきである。
- [(説明会)NO.10] 太陽光パネルがすごい勢いで作られているが、それについて今回の計画に触れられていない。大雨が降ると、太陽光発電所から一気に水が出てくる状況であり、そこも含めて考えて欲しい。
- [(説明会)NO.11] 協議会の構成メンバーとして、市町村、宮城県、国土交通省、関係機関、民間と記載されているが、民間に企業が入っていないが、企業の参画も必要ではないか。工業団地のほか太陽光設備会社も大きく進出しており、防災調整池等の対策も含めて協力が必要ではないかと思う。企業の協力体制は、一早くやっていくものだと思う。上流に開発している企業がたくさんあるので、それらの協力をいただくことは最も重要だと思う。企業としても地域貢献活動となるので、そういう働きかけをぜひ取り組んでいただきたい。

意見への回答

- [(メール)NO.4] 北部工業団地や大規模な太陽光発電施設については、雨水の流出抑制のため県の防災調整池設置指導要綱に基づく防災調整池が設置されており、一定の安全度が確保されていると考えております。
- なお、本推進計画(案素)では、官民それぞれが考え得るあらゆる取り組みを駆使して浸水被害の最小化を図っていくこととしており、上流域の仙台北部工業団地内の企業との連携についても、流域治水による連携を図るべく、現在、進めているところであり、引き続き、連携推進のための取り組みを行っていく予定としています。
- [(説明会)NO.10] 太陽光発電、風力発電に関する話題は、実務者会議においても出ております。現時点におきましては、具体的な対応、企業に対してどういうお願いをするところまではお答えできませんが、いただいたご意見について具体的に今後どう取り組むか検討を行ってまいります。
- [(説明会)NO.11] 企業の参画については、仙台北部工業団地の企業の集まり等に出向き、流域治水の説明等を行っている状況であり、排水する側として協力のお願いをしているところです。引き続き協力のお願いを行ってまいります。皆さんからも発信をお願いしたいと考えております。

計画(素案)に対する意見への回答及び意見を踏まえた計画原案の見直し③

更新箇所	頁	更新内容
第11章 その他浸水被害の防止・軽減及び浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	第6節 地域の取り組み 105	・地域や企業で行う取り組みにおける記載内容を見直し

パブリックコメント実施時点

第6節 地域の取り組み

(2) 地域や企業で行う取り組み

ハザードマップ情報の確認や避難訓練への参加、マイ・タイムラインの作成、防災グッズの準備等、日頃から災害に備えて、氾濫する場所、避難所の場所、自分が避難するタイミング、避難時に必要な持ち物等を把握・準備しておくことにより、洪水被害が発生した場合でも、迅速かつ的確な避難行動がとれるようになる。

また、洪水時に稲わら等が流出しないように、稲刈り後には早めに水田の耕うん等により稲わらの漑き込みを行うことを心がけたり、洪水時に流出しやすいものは日頃から高い場所等に保管する等、災害の発生に備えておくことが、被害の軽減、早期復旧・復興には重要である。

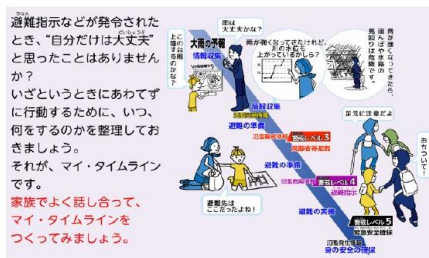


図 11-16 マイ・タイムライン概念図



洪水後に散乱する稲わらやゴミ
(令和元年東日本台風)

見直し(案)

第6節 地域の取り組み

(2) 地域や企業で行う取り組み

ハザードマップ情報の確認や避難訓練への参加、マイ・タイムラインの作成、防災グッズの準備等、日頃から災害に備えて、氾濫する場所、避難所の場所、自分が避難するタイミング、避難時に必要な持ち物等を把握・準備しておくことにより、洪水被害が発生した場合でも、迅速かつ的確な避難行動がとれるようになる。

また、流域内に位置する工業団地内の企業や近年開発が進む太陽光発電の開発企業等において、雨水貯留浸透施設や、雨水貯留タンクの設置など、雨水流出の抑制等に資する取り組みも有効である。

さらに、農業分野においては、洪水時に稲わら等が流出しないように、稲刈り後には早めに水田の耕うん等により稲わらの漑き込みを行うことを心がけたり、洪水時に流出しやすいものは日頃から高い場所等に保管する等の取り組みも有効である。

これら地域や企業の一体的な取り組みは、洪水被害の防止・軽減、災害発生時においても早期の復旧・復興に資するものとなることから、常日頃から官民が連携し、流域治水の理解と更なる推進を図っていく。

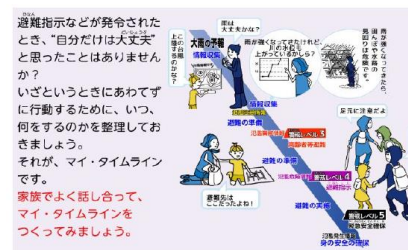


図 11-16 マイ・タイムライン概念図



洪水後に散乱する稲わらやゴミ
(令和元年東日本台風)

**【実務者会議を踏まえた
計画書見直し事項】**

実務者会議を踏まえた計画原案の見直し①

更新箇所	頁	更新内容
第7章 特定都市河川流域において農業分野が行う浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	70	・田んぼダムに取り組む地区の一覧(予定、検討箇所含む)を追記。

パブリックコメント実施時点

第3節 水田貯留

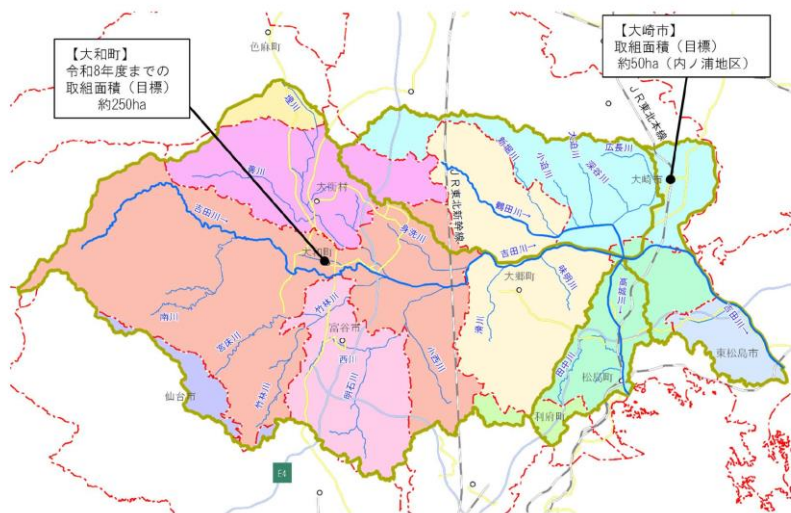


図 7-6 田んぼダム取り組み目標

見直し(案)

第3節 水田貯留

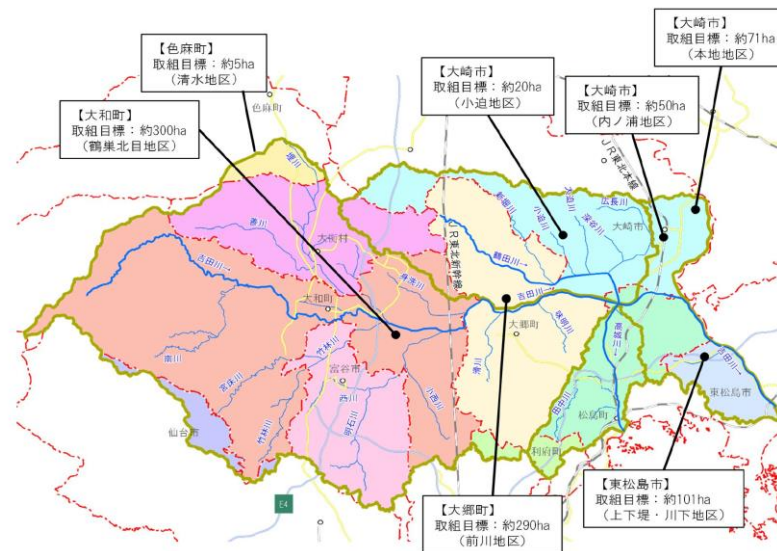


図 7-6 田んぼダム取り組み目標

表 7-3 「田んぼダム」取り組み地区 (予定・検討地区含む)

市町村名	取組目標	取組地区	備考
東松島市	約 101ha (令和 13 年度まで)	上下堤・川下地区	
大崎市	約 141ha (令和 8 年度まで)	内ノ浦地区、本地地区 小迫地区	
大和町	約 300ha (令和 8 年度まで)	鶴巢北目地区	
大郷町	約 290ha (令和 16 年度まで)	前川地区	
色麻町	約 5ha (令和 11 年度まで)	清水地区	
その他市町村	地域との合意形成を図りながら推進		

※上記は、計画策定時点における取り組み予定であり、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

更新箇所		頁	更新内容
第7章 特定都市河川流域において農業分野が行う浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	第4節 ため池の活用	71	<ul style="list-style-type: none"> ため池数を流域内の防災重点ため池箇所数へ変更し、評価実施の表現を修正 防災重点農業用ため池位置図を追加 取り組み実施(予定・検討箇所含む)ため池名を一覧で追記

パブリックコメント実施時点

第4節 ため池等の活用

宮城県内には 527 箇所の防災重点農業用ため池があり、安全度・老朽化等の調査を実施している。今後、流域全体で洪水リスクに備える「流域治水」の一環として、農業用ため池について、非かんがい期等の空き容量を活用した洪水の一時貯留を呼びかける等、ため池の活用方策について、市町村・管理者等と合意形成を図りながら連携して検討していく。

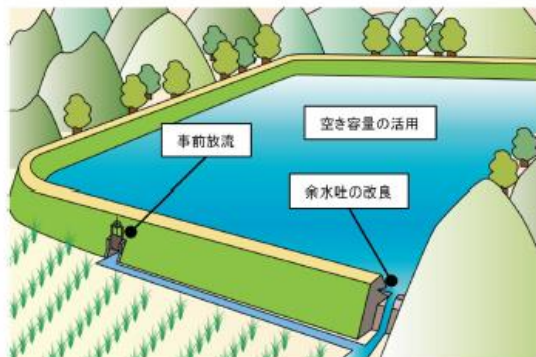


図 7-7 農業用ため池の活用イメージ



農業用ため池

見直し(案)

第4節 ため池等の活用

吉田川・高城川流域内には 104 箇所の防災重点農業用ため池に指定しているため池があり、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を行い、一部のため池では既に防災対策工事を実施している。また、流域全体で洪水リスクに備える「流域治水」の一環として、農業用ため池については、非かんがい期に低水位管理を行い空き容量を活用した洪水の一時貯留を呼びかける等、ため池の活用方策を市町村、管理者等と合意形成を図りながら検討していく。

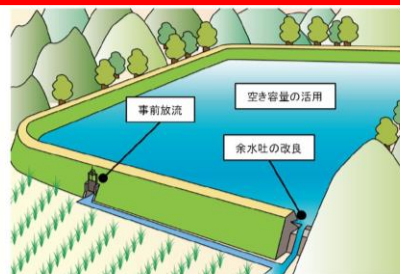


図 7-7 農業用ため池の活用イメージ

農業用ため池

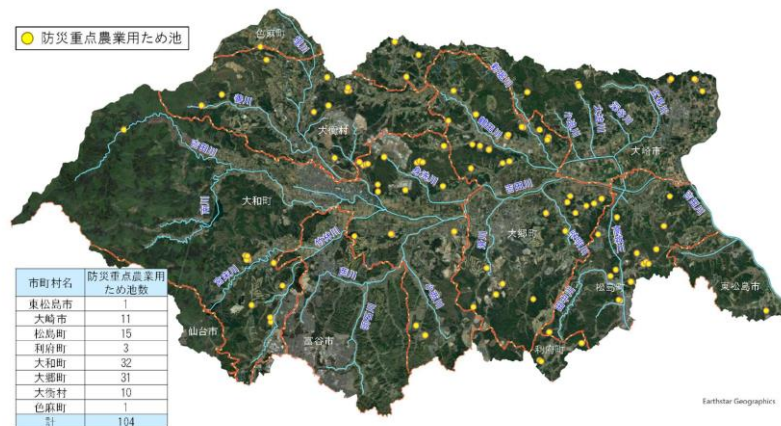


図 7-8 防災重点農業用ため池位置図

更新箇所		頁	更新内容
第7章 特定都市河川流域において農業分野が行う浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	第4節 ため池の活用	72	<ul style="list-style-type: none"> ため池数を流域内の防災重点ため池箇所数へ変更し、評価実施の表現を修正 防災重点農業用ため池位置図を追加 取り組み実施(予定・検討箇所含む)ため池名を一覧で追記

パブリックコメント実施時点

※取り組み実施個所の記載無し

見直し(案)

表 7-4 「ため池の活用」 取り組み地区 (検討地区含む)

市町村名	ため池名称	取組内容	備考
東松島市	新堰ため池	非かんがい期における空き容量確保	防災重点農業用ため池
大崎市	大沢ため池	防災ため池の機能も含めた利水と治水の双方での活用	防災重点農業用ため池
松島町	惣利田ため池 曲田沢ため池 猪里沢ため池 牛木沢ため池 館ヶ沢ため池 左坂1ため池 左坂2ため池 才ノ神1ため池 泉ヶ原2ため池 平山ため池 明神ため池1 明神ため池2 山王前ため池 反町ため池 桜岡ため池 長沢1ため池 沢乙ため池 動伝2ため池 矢倉場1ため池 古浦3ため池	大雨想定時における事前放流	防災重点農業用ため池
大和町	嘉太神ダムため池 直沢ため池 名子沢ため池	大雨想定時における事前放流と非かんがい期における空き容量確保	防災重点農業用ため池
大衡村	団子沢ため池	大雨想定時における事前放流	防災重点農業用ため池
色麻町	除ため池	非かんがい期における空き容量確保	防災重点農業用ため池

※上記は、計画策定時点における取り組み予定であり、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

更新箇所		頁	更新内容
第8章	その他特定都市河川流域における既存施設の運用改善等による浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	78	・治水協定を締結しているダム一覧を追加

パブリックコメント実施時点

第5節 既存ダムの洪水調節機能強化

近年の水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、令和2年5月29日に鳴瀬川水系の河川管理者、ダム管理者、関係利水者による鳴瀬川水系治水協定を締結し、吉田川水系の既存ダム（多目的ダム：南川ダム、宮床ダム）の事前放流の実施体制を整えた。また、利水ダム（嘉太神ダム、牛野ダム）についても、非かんがい期に貯水位を下げ協定を締結した。

既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、関係行政機関（河川管理者、ダム管理者）の緊密な連携のもと、洪水調節容量を使用する洪水調節に加え、事前放流により洪水時に活用可能な容量を利水容量から確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。



図 8-4 利水ダム等における事前放流等の実施状況



南川ダム（かんがい期）



牛野ダム（非かんがい期）

見直し(案)

第5節 既存ダムの洪水調節機能強化

近年の水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、令和2年5月29日に鳴瀬川水系の河川管理者、ダム管理者、関係利水者による鳴瀬川水系治水協定を締結し、吉田川水系の既存ダム（多目的ダム：南川ダム、宮床ダム）の事前放流の実施体制を整えた。また、利水ダム（嘉太神ダム、牛野ダム）についても、非かんがい期に貯水位を下げる協定を締結した。

既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、関係行政機関（河川管理者、ダム管理者）の緊密な連携のもと、洪水調節容量を使用する洪水調節に加え、事前放流により洪水時に活用可能な容量を利水容量から確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。

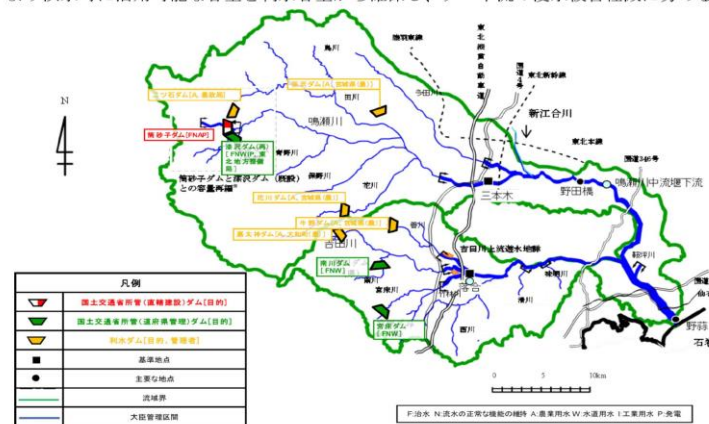


図 8-4 利水ダム等における事前放流等の実施状況



南川ダム（かんがい期）



牛野ダム（非かんがい期）

表 8-3 鳴瀬川水系治水協定締結施設一覧

施設名称	所管	協定締結内容
南川ダム	宮城県	洪水事前放流
宮床ダム	宮城県	洪水事前放流
嘉太神ダム	宮城県	非かんがい期貯水位低下
牛野ダム	宮城県	非かんがい期貯水位低下

更新箇所	頁	更新内容
第11章 その他浸水被害の防止・軽減及び浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	87-88	・道路嵩上げ、避難路の確保に取り組む路線名(予定・検討箇所含む)を追記

パブリックコメント実施時点

第3節 既存道路の嵩上げによる浸水被害の防止・避難路の確保

■ 浸水被害の防止

内水による浸水範囲が拡散・流下することで、家屋浸水の危険性が高まること課題となっている地域に対し、既存道路の嵩上げ等で氾濫流を制御し、浸水被害の防止を図る取り組みを検討する。

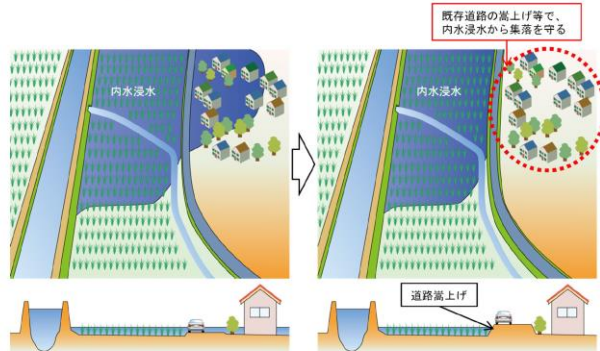


図 11-1 道路嵩上げイメージ

■ 避難路の確保

洪水時に避難路として活用する道路、道路冠水の発生や避難車両や緊急車両のすれ違いに支障をきたす幅員がある場合、道路の嵩上げや拡幅等による避難路の確保を検討する。



図 11-2 避難用道路の拡幅・嵩上げ例 (大崎市避難困難者ゼロプログラム)

見直し(案)

第3節 既存道路の嵩上げによる浸水被害の防止・避難路の確保

(1) 浸水被害の防止

内水による浸水範囲が拡散・流下することで、家屋浸水の危険性が高まること課題となっている地域に対し、既存道路の嵩上げ等で氾濫流を制御し、浸水被害の防止を図る取り組みを検討する。

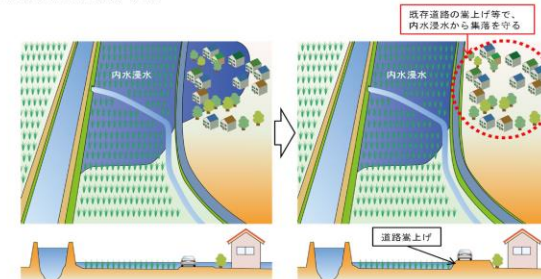


図 11-1 道路嵩上げイメージ

(2) 避難路、緊急輸送路の確保

洪水時に避難路として活用する道路が、道路冠水の発生や避難車両や緊急車両のすれ違いに支障をきたす幅員がある場合、道路の嵩上げや拡幅等による避難路の確保を検討する。



図 11-2 避難用道路の拡幅・嵩上げ例 (大崎市避難困難者ゼロプログラム)

表 11-1 「道路嵩上げ・避難路確保等」取り組み路線(検討地区含む)

市町村名	路線名・地区名	位置	取組内容	備考
東松島市	国道 45 号	東松島市上下堤地内 (東松島市上下堤字平崎前 ～東松島市川下字北)	緊急輸送路確保	
大崎市	(市道) 志田谷地 1 号線	大崎市鹿島台大道字上志田地区～同字下志田地区	狭路区間拡幅による避難路確保	局部的
	(市道) 志田谷地中央線	大崎市鹿島台大道字美馬野間地内外	狭路区間拡幅による避難路確保	局部的
	(市道) 南川尻線	大崎市鹿島台大道字南川尻地内	狭路区間拡幅による避難路確保	局部的
	(市道) 木間塚南北 1 号線	大崎市鹿島台木間塚字小谷地内～同字福芦地内	道路嵩上げによる避難路確保	
大和町	(町道) 鹿島台駅前東西線	大崎市鹿島台木間塚字福芦地内～同地内	道路整備による避難路確保	
大和町	落合桜和田地区	落合桜和田地区	事業連携による避難路等の確保	
大郷町	(町道) 下り松道南線	大郷町～大郷町	舗装による避難路確保	

※上記は、計画策定時点における予定であり、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

更新箇所	頁	更新内容
第11章 その他浸水被害の防止・軽減及び浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	89	・国道45号で実施中の道路事業の内容(具体事例)を追加

パブリックコメント実施時点

※取り組み実施個所の記載無し

見直し(案)

【実施箇所(国道45号改築)】

東松島市上下堤地区(東松島市上下堤字平崎前～東松島市川下字北)では、令和元年東日本台風及び令和4年7月洪水において国道45号が冠水し、一時通行止めが発生した。災害発生時においても通行を確保する必要がある重要な路線として、国道45号は緊急輸送路に指定されていることから、道路嵩上げによる冠水対策を実施し、安全安心な車両通行の確保を図る。



図 11-3 国道45号 東松島上下堤地区 冠水対策位置図

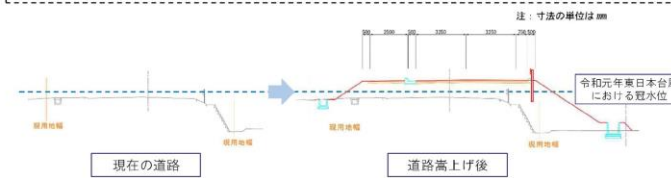


図 11-4 道路嵩上げイメージ

更新箇所	頁	更新内容
第12章 命と生業を守る流域のサポートに関する事項	106	・命と生業を守る流域のサポート施策について、3本の柱をベースに見直し

パブリックコメント実施時点

第12章 命と生業を守る流域のサポートに関する事項

持続的に流域治水を進めていくためには、防災・減災だけではなく、地域の発展に資する流域治水の実践によるシビックプライドを醸成し、誇りを持てる地位を形成していくことが重要である。

流域治水の持続性は、それを担うプレイヤーとその活動を理解し支援するサポーターが互いに融合することで初めて担保される。吉田川・高城川の流域特性、土地利用からは、低平地における水田等農耕地を活用したグリーンインフラの機能維持と回復が流域治水の推進にとって重要であり、その生活基盤である営農システムを支援する流域のサポート方策、体制等の強化、すなわち「命と生業を守る流域のサポート」のより一層の推進を図る必要がある。



図 12-1 農業と連携した命と生業を守るサポートイメージ

見直し(案)

第12章 命と生業を守る流域のサポートに関する事項

持続的に流域治水を進めていくためには、防災・減災だけではなく、地域の発展に資する流域治水の実践によるシビックプライドを醸成し、誇りを持てる地域を形成していくことが重要である。

流域治水の持続性は、それを担うプレイヤーとその活動を理解し支援するサポーターが互いに融合することで初めて担保される。

吉田川・高城川の流域特性、土地利用等を踏まえ、低平地における広大な水田等農耕地を活用したグリーンインフラの機能維持と回復が流域治水の推進にとって重要であり、生業である農業の持続的な発展に資する営農システムを支援する流域全体でのサポート方策及び支援体制等の強化について、本計画では、

- ①「農地そのものを守る対策」
- ②「農産物等の販売促進による対策」
- ③「農業分野の取り組みの定着と効果普及のための対策」

を3本の柱として、「命と生業を守る流域のサポート」を推進していく。

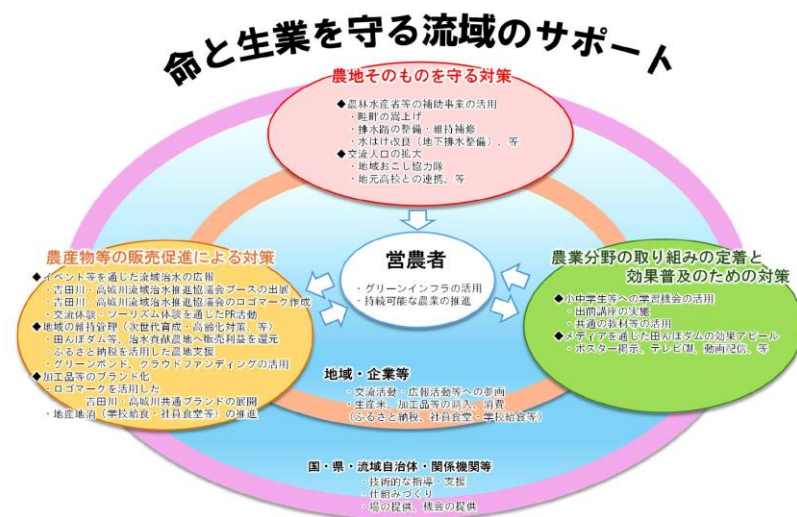


図 12-1 農業と連携した命と生業を守るサポートイメージ

更新箇所	頁	更新内容
第12章 命と生業を守る流域のサポートに関する事項	107	・命と生業を守る流域のサポート施策について、3本の柱をベースに見直し

パブリックコメント実施時点

■ 生産米、加工品の購入（地産地消）

田んぼダム等、流域治水を実践する農地で産出された農産物を、流域内で消費することで、生業の持続を図る。そのためのサポート方策として、学校給食や流域内企業の社員食堂への定期的な農産物の提供、物産販売の促進、流域治水協力シール等の付与による農産物のブランド化等、地産地消による生業サポート方策を検討する。



道の駅における新米販売会

鹿島台『互市』での地場産品販売の様子

■ 交流体験・ツーリズム体験

農業体験や自然観察活動、伝統的治水施設の体験ツアー、また、グリーンツーリズム（農林水産省）やエコツーリズム（環境省）等を通じて、流域治水の取り組みを広くPRする企画の検討、運営支援等を行う。



大崎市ツーリズムガイド vol.4

■ ふるさと納税、民間投資スキーム等の活用

ふるさと納税の返礼品への登録や、企業版ふるさと納税制度やグリーンボンド、クラウドファンディングの活用等、生業維持のための資金確保方策、支援体制を検討する。



ふるさと納税返礼品の例（大崎市）

見直し(案)

命と生業を守る流域のサポート施策

□ 農地そのものを守る対策

◆ 農林水産省等の補助事業の活用

- ・畦畔の嵩上げ
- ・排水路の整備・維持補修
- ・水はけ改良（地下排水整備）、等



農業用排水施設の整備

農地排水の改良（暗渠排水）

◆ 交流人口の拡大

- ・地域おこし協力隊
- ・地元高校との連携、等

□ 農産物等の販売促進による対策

◆ 地域の維持管理（次世代育成・高齢化対策、等）

- ・田んぼダム等、治水貢献農地へ販売利益を還元
- ・ふるさと納税を活用した農地支援
- ・グリーンボンド、クラウドファンディングの活用



田んぼダム

ふるさと納税禮品の例

◆ 加工品等のブランド化

- ・ロゴマークを活用した
吉田川・高城川共通ブランドの展開
- ・地産地消（学校給食・社員食堂等）の推進



道の駅における新米販売会

鹿島台『互市』での地場産品販売

◆ イベント等を通じた流域治水の広報

- ・吉田川・高城川流域治水推進協議会ブースの出展
- ・吉田川・高城川流域治水推進協議会の
ロゴマーク作成
- ・交流体験・ツーリズム体験を通じたPR活動



大崎市ツーリズムガイド vol.4

○ 流域市町村における交流出店イベント例（検討含む）

市町村名	イベント（朝市、店舗型等含む）名称	開催時期	備考
大崎市	まるごと産業まつり	年1回	主催：鹿島台まちづくり協議会、活力ある産業委員会 鹿島台文化祭（鎌田記念ホール）
大和町	たいわまるごと市	毎月	
大和町	産業まつり	11月	

※上記は、計画策定時点における取り組み予定（検討含む）であり、今後の検討等により変更になる場合がある。

□ 農業分野の取り組みの定着と効果普及のための対策

◆ 小中学生等への学習機会の活用

- ・出前講座の実施
- ・共通の教材等の活用



出前講座

◆ メディアを通じた田んぼダムの効果アピール

- ・ポスター掲示、テレビCM、動画配信、等



宮城県による田んぼダム動画配信

更新箇所	頁	更新内容
第13章 浸水被害を最小化するための仕組み	108	・浸水被害を最小化するための仕組みにおける記載内容を見直し

パブリックコメント実施時点

第13章 浸水被害を最小化するための仕組み

吉田川・高城川流域の流域治水では、官民それぞれが考え得るあらゆる取り組みを駆使し、その組み合わせることにより、浸水被害の最小化を図っていく。



図 13-1 流域治水推進イメージ

見直し(案)

第1節 浸水被害を最小化するための仕組み

本計画の遂行による効果として定量的に評価した対策は、計画策定時点で明確となっている事業のみである。しかし、吉田川・高城川流域は、広大な農地を活用した田んぼダムや流域内に数多く点在するため池の活用等をはじめとする流域対策の実施により、水災害リスクを最小化するためのポテンシャルを有している。

今後、各種流域対策を講じることにより、浸水が残る個所の被害を軽減できる可能性があることから、引き続き、各種流域対策や避難等のソフト対策を組み合わせ、地域の安全度向上を図っていくものとする。また、緊急時における排水ポンプ車等の配置に関しても、一部課題が残る個所に対する緊急対応として、事前に対応を整えておくことを検討する。

なお、定量化できていない流域対策等の実施にあたっては、今後、学識者の研究と連携した取り組み実施等により、事業効果の見える化を図りながら、計画のフォローアップを行っていく。

当該流域におけるポテンシャルを効率的かつ効果的に活用し、今後も引き続き地域との合意形成や連携を図り、流域のあらゆる関係者が協働して、考え得るあらゆる取り組みを駆使し、また組み合わせることにより、浸水被害の最小化を図っていく。



図 13-1 流域治水推進イメージ

更新箇所	頁	更新内容
第13章 浸水被害を最小化するための仕組み	第1節 浸水被害を最小化するための仕組み	109
		・本計画で見込んでいる「主なハード対策」と引き続き検討する各種流域対策を追加

パブリックコメント実施時点

※記載無し

見直し(案)

□本計画で見込んでいる主なハード対策と引き続き検討する各種流域対策



引き続き検討する各種対策

<p>排水ポンプ車による緊急排水</p>	<p>水源林の保全</p>	<p>既設ダムの有効活用</p>
<p>田んぼダム</p>	<p>ため池の活用</p> <p>空き容量の活用</p> <p>余水吐の改良</p>	<p>雨水貯留施設整備</p>
		<p>住宅の耐水化</p>

…等

図 13-2 主なハード対策と引き続き検討する各種流域対策